

ダイオキシン類等測定分析業務委託仕様書

本仕様書は、南相馬市（以下「甲」という。）が発注するダイオキシン類等測定分析業務委託（以下「委託業務」という。）の受託者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務内容

<大気>

(1) 調査地点及び検体数

調査地点は、甲が指定する地点とする。

■大気 7地点（7検体）

区域	調査場所	住所	設置場所	電源
1. 鹿島区（上真野）	鹿島西部コミュニティセンター	鹿島区小池 字原畑 736	地上	屋外
2. 原町区（石神1）	八塚修宅	原町区深野 字館 153-1	地上	屋外
3. 原町区（石神2）	石神生涯学習センター	原町区石神 字坂下 29	屋上 (はしご有)	屋外
4. 原町区（高平）	高平生涯学習センター	原町区下高平 字寺前 155-1	屋上 (はしご有)	屋外
5. 原町区（太田）	太田生涯学習センター	原町区益田 字塩釜 26	屋上 (はしご有)	屋外
6. 原町区（大甕）	大甕生涯学習センター	原町区大甕 字十日迫 26	屋上 (はしご有)	屋内
7. 小高区（小高）	浮舟文化会館	小高区本町 二丁目 89-1	屋上	屋外

(2) 委託業務実施計画の策定

乙は、委託業務実施前に、委託業務計画（「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成 22 年 3 月 31 日改訂環境省）」（以下、「環境省指針」という。）に規定する品質保証・品質管理計画書又はこれに準ずる文書を含む）を定め、甲に提出し承認を受けるものとする。

(3) 測定分析

測定分析項目及び方法は、「ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル」（平成 20 年 3 月改訂環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課）によるものとする。

(4) 試料採取

①試料採取時期

試料採取時期について具体的な採取日は別途協議する。

②採取装置

試料採取に使用するハイボリュームエアサンプラーは、乙が有する機器を7日間各地点に設置する。

③気象測定

設置中は各地点1回以上の気象測定を行うこととする。

(5) 毒性等価係数

毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条において定められている係数を用いることとする。

(6) 精度管理

乙は、的確な精度管理を実現するため、環境省指針に規定されている事項又はこれに準ずる内容を遵守すること。

<土壌>

(1) 調査地点及び検体数

調査地点は、甲が指定する地点とする。

■土壌 3地点 (3検体)

区域	調査場所	住所
1. 小高区 (蛭沢)	字広畑地内 (畑)	小高区蛭沢字広畑地先
2. 鹿島区 (塩崎)	塩崎公会堂敷地	鹿島区塩崎字戸屋前地内
3. 原町区 (上北高平)	上北高平一集落センター	原町区上北高平字東高松6 5 9

(2) 測定内容

・ダイオキシン濃度

測定分析項目及び方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月改訂環境省水・大気環境局土壌環境課)によるものとする。

・放射性セシウム濃度 (Cs 134、Cs 137)

ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法に準拠する。

(3) 試料採取 甲立会いまたは施設管理者承認のもと必要量を乙が採取する。

2. 報告書・提出部数

- (1) 報告書 A4 版仕立て、PDF データ
- (2) 提出部数 (大気) 精度管理 1 部
分析結果 1 部
(土壌) 分析結果 1 部

3. 委託料

委託料については、試料採取に要する費用及び検体分析料、精度管理の費用等、全て含まれる。

4. 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

5. 分析結果の公開禁止

乙は、本委託で知り得た分析結果について甲の許可なく使用あるいは第三者提供してはならない。

6. 作業中の安全への配慮

高所作業時にはヘルメットを着用するなど、作業の安全を図ること。

7. 受託者について

受託者は、ダイオキシン類などの計量証明の信頼性を高める特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の大気及び土壌に係る認定を取得していること。

8. 再委託の禁止

本業務委託について、再委託は認めない。

9. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

10. その他

施行にあたり、この仕様書にない事項は、別途協議するものとする。